

アセアン+ 3 緊急米備蓄推進事業

【令和2年度予算概算決定額 79（79）百万円】

<対策のポイント>

○近年の東南アジアで頻繁に発生している強大な台風や洪水等の緊急時に備える仕組みとして、政府米や加工米飯を活用した現物備蓄事業を実施し、また、現物備蓄事業で保管した現物を学校の授業に出席した児童・生徒に持ち帰り食料として配付する事業を実施します。

<政策目標>

○東アジア地域の安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とするアセアン+3緊急米備蓄（アプター）の取組を推進し、食料安全保障の強化と貧困の撲滅を図る（これまで我が国は、協定発効後 計3,170トン（アセアン諸国の延べ720万人/日に相当）の政府米等を提供した）。

<事業の内容>

<事業イメージ>

<背景>

- 2012年7月、アセアン+3緊急米備蓄（アプター）協定が発効しました。
- 我が国は、被災国に対して政府備蓄米等の拠出により、各国から高い評価を受けています。
- また首脳会議等の場において、我が国より食料安全保障分野での貢献を強く発信しています。

● <支援の流れ>



<支援イメージ>

- 現物（現金）備蓄
台風や洪水等の災害時の初期対応として、予め被援助国に備蓄された政府米等を放出します。
これまでの実績
（1）現物備蓄 計4,999トン（協定発効以降2,940トン）
（フィリピン、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー）
（2）現金備蓄 計 757トン（協定発効以降230トン）
（インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、フィリピン）
- 申告（イヤマーク）備蓄
2018年10月、アプター協定発効後初めてフィリピンとの間で申告（イヤマーク）備蓄実施のための覚書に署名しました（10,000トン）。



【お問い合わせ先】（1）大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-5913）
（2）政策統括官付貿易業務課（03-6744-1387）

<事業の流れ>

